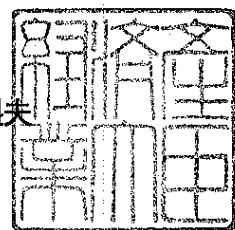


# 経済産業省

平成13・12・18資第2号

石油の備蓄の確保等に関する法律に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について  
平成13年12月25日

経済産業大臣 平沼 趟夫



石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準、第6条の規定による標準処理期間及び第12条第1項の規定による処分の基準を次のとおり定め、平成14年1月1日から施行する。

なお、「石油備蓄法に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成11・03・10資第10号）及び「石油業法に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成11・03・10資第35号）は、平成13年12月31日をもって廃止する。

## 第1 申請に対する処分

### 1. 審査基準

#### (1) 石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第9条第2項及び第22条第2項の規定による基準備蓄量の変更

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第9条第2項及び第22条第2項の規定による基準備蓄量の変更において、「その他経済産業大臣が適当と認めた場合」の規定に関する審査基準は、次のとおりとする。

- ① 輸入された石油ガスから指定石油製品が製造された場合には、その量に相当する基準備蓄量を減ずることができる。
- ② 原油を石油化学製品製造のための原料として揮発油と同様に使用した場合には、その量に相当する原油の基準備蓄量を揮発油の基準備蓄量に変更することができる。
- ③ その他、緊急時の安定的な供給に支障がないことを申請者が証明できる場合には、申請者の供給実績に応じて、基準備蓄量を変更することができる。

(2) 石油の備蓄の確保等に関する法律第7条第1項（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定による基準備蓄量の減少

石油の備蓄の確保等に関する法律第7条第1項（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定による基準備蓄量の減少において、「災害その他やむを得ない事由」の規定に関する審査基準は、「火災、局地的な地震、荒天、部分的な港湾スト、タンカーの座礁等の事故、製油所事故等の理由から備蓄された石油の喪失、石油貯蔵施設の全部又は一部の損壊、製油所の運転不能、荷役施設（シーバース等）の使用不能、タンカーからの石油の荷揚げ不能、タンカーの入港の大幅な遅延、石油輸入量の急減等の事態が生じ、石油の備蓄が急激に減少する又は製品の安定供給上備蓄を取り崩さざるを得ないような場合」とする。

(3) 石油の備蓄の確保等に関する法律第8条第1項（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定による基準備蓄量の減少の承認

石油の備蓄の確保等に関する法律第8条第1項（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定による基準備蓄量の減少の承認に係る審査基準は、同法施行規則第14条（第26条において準用する場合を含む。）の規定によるほか、次の各号に適合していると認めるときとする。

- ① 基準備蓄量を増加することとなる石油精製業者等又は石油ガス輸入業者が、その増加後の基準備蓄量を常時保有するに足りる石油又は石油ガス貯蔵能力を保有していること。
- ② 緊急時の安定的な供給に支障がないことを確認できること。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律第8条第2項（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定による取引関係の確認については、既に十分具体的な基準が、同法施行規則第15条に規定されている。

(5) 石油の備蓄の確保等に関する法律第14条の規定による石油輸入業の登録については、既に十分具体的な登録拒否の基準が、同法第16条に規定されており、当該拒否基準に該当しない限りは同法第15条第1項の規定により登録しなければならないこととされている。

(6) 石油の備蓄の確保等に関する法律第17条第1項の規定による石油輸入業の変更の登録については、既に十分具体的な登録拒否の基準が、同法第16条に規定されており、当該拒否基準に該当しない限りは同法第15条第1項の規定により登録しなければならないこととされている。

標準処理期間は、次のとおりとする。

処 分 名	標準処理期間
施行規則第9条第2項及び第22条第2項の規定による基準備蓄量の変更	20日
法第7条第1項（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定による基準備蓄量の減少	20日
法第8条第1項（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定による基準備蓄量の減少の承認	20日
法第8条第2項（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定による取引関係の確認	20日
法第14条の規定による石油輸入業の登録	1か月
法第17条第1項の規定による石油輸入業の変更の登録	1か月

## 第2 不利益処分

1. 石油の備蓄の確保等に関する法律第9条第2項及び第12条第2項の規定による命令  
石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第19条（第26条において準用する場合を含む。）において、既に十分具体的な命令発動の要件が規定されている。
  
2. 石油の備蓄の確保等に関する法律第20条第1項の規定による取消し、命令  
石油の備蓄の確保等に関する法律第20条第1項各号に登録の取消し、事業の全部又は一部の停止の命令の基準が十分具体的に規定されている。